どうするオンライン資格確認（続編）

マイナンバーカードリーダー「申請する」は少数
情報が少なく困惑者多数

（一面続き）来年三月から導入される「オンライン資格確認」であるが、七月に政府から全医療機関に宛てたリーフレットには医療機関のメリットと申請を急がす記述が目につき、システムのデメリットや導入を判断するための情報が書かれていなかった。

こうした情報提供の在り方が、申請を検討するうえで「わからないことが多い」とする回答が多数になったとみられる。

「現在の電子カルテとの連動が確認できていない」（内科・六〇代）、「メリットが多ければ行う予定」（内科・六〇代）、「説明がほとんどなく、中途半端な作業になるのは困る」（歯科・六〇代）、「もう少し情報を得たい」（内科・七〇代）などの追加情報を求める声は多い。

「マイナンバーカードを持っている人が少ない。最初は不備が多くなりそう」（歯科・四〇代）、「高齢の患者にはわかりにくいからやめてほしい」（歯科・四〇代）など、マイナンバーカードの普及状況や、システムが定着するまでの患者への説明の難しさを懸念する声も寄せられた。また「申請をしない」理由として「コロナ対策で余裕がない」（整形外科・四〇代）との意見もあった。

一方で「申請する」とした回答者があげたその理由は「無料で提供されるから」が医科四六%、歯科四七%と多く、カードリーダーが無料提供されることが大きな判断要素にあげられている。また、カードリーダーの取り扱いガイドラインなど医療機関の実務上の義務事項が今後示された場合に、「順守できるか」との問いには「見てみないとわからない」が医科五九%、歯科四七%であった。

メリット・デメリット

それぞれの回答結果は表のとおりである。

本アンケートの回答傾向は医科、歯科とも同様であった。現段階では医療界全体が情報不足の状況にあることが所以かもしれない。

メリットと思われるものでは最多は「返戻がなくなる」で医科六二%、歯科六〇%、二番目が「保険証の入力をしなくてよい」が医科五一%、歯科五六%、三番目が「処方履歴の閲覧可能」で医科四三%、歯科三五%の回答が寄せられた。

デメリットと思われるものでは最多は「費用がかかる」で医科六一%、歯科六五%、二番目が「一般の健康保険証とマイナンバーカードとどちらにも対応しなければならない」が医科五六%、歯科五八%、三番目、四番目は「紛失盗難などへの責任の大きさ」「職員教育」が続いている。

全般の単純回答

今回が初めて実施した、オンライン資格確認に関する会員アンケートであり、そもそも「資格確認がオンラインでできるようになること」についての設問を設けた。医科歯科とも四割弱が「知っている」と回答している。

また、オンライン資格確認の導入は義務でなく任意であることについては、医科三八%、歯科二七%が「知っている」と回答した。

今後も保険証の目視確認の方法が可能であることについても、医科四六%、歯科三六%が「知っている」と回答している。

オンライン資格確認は、マイナンバーカードに依らず、保険証で行えることについて医科三九%、歯科三〇%が「知っている」と回答している。

リーフに未記載事項

申請期限が三年先まであることを「知っている」は医科一四%、歯科一四%と少数であった。導入の検討にあたり、機器や補助金の申請できる期限は重要な検討材料であるが、リーフレットに記載されていないために知られていないことが判明している。

導入時以降の機器交換や維持費用については医療機関に負担が生じることについて、「知っている」は医科一四%、歯科一四%であった。リーフリットに全く触れられていない事由は認知されていない。

今後、マインナンバーカードの取扱いが、保険証の資格確認に関わる事項であり、個別指導の指摘事項等に加えられる（療養担当規則に掲げられる）可能性についての設問では、「知らない」が医科六二%、歯科六四%で、「詳しくは知らない」と合わせると医科歯科とも九五%以上に知られていないことが示された。

アンケートの結果はホームページに掲載する。

アンケートには多くのフリーアンサーが寄せられた。設問を掛け合わせた集計結果等については次月号以降に紹介していく予定である。

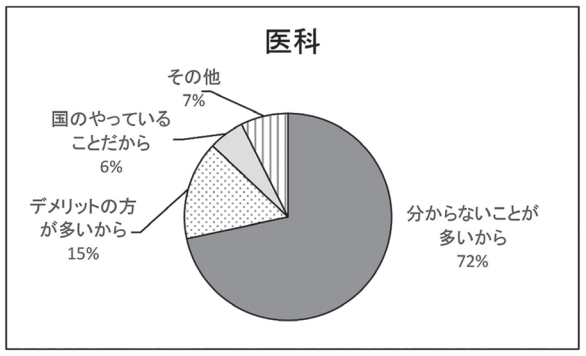

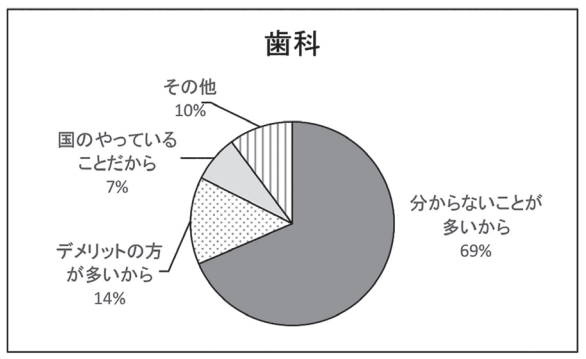

Q 申請期限が３年までであることを

■医科	件数	割合 %
知っている	38	14%
詳しくは知らない	111	41%
全く知らない	119	44%
合計	268	

■歯科	件数	割合 %
知っている	21	14%
詳しくは知らない	56	38%
全く知らない	69	47%
合計	146	

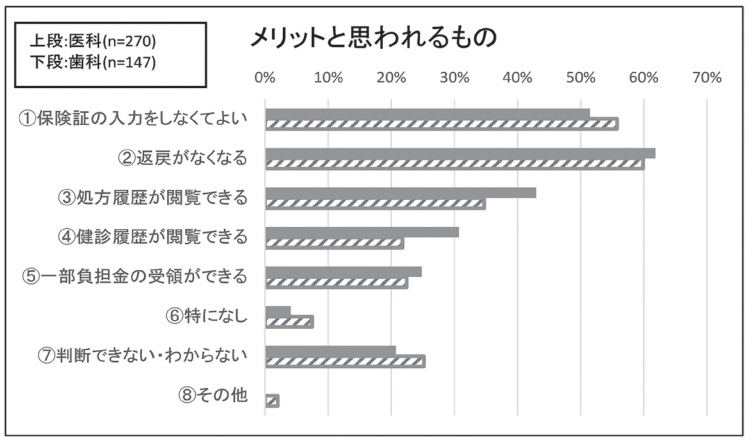

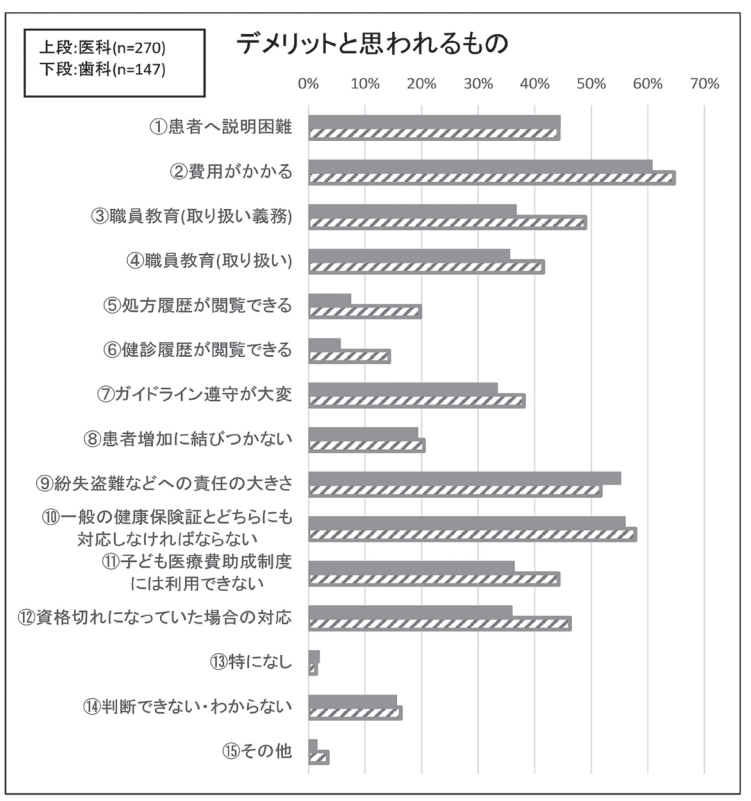

会員アンケートで寄せられた質問意見に応えて

先月号でオンライン資格確認について「申請は任意」「当面は様子見」と呼びかけたところである。別記の会員アンケートでは、様々なご意見や疑問、質問等が寄せられたが、現在、支払基金サイトや政府等の動きから可能な範囲で解説したい。申請については、当面様子をみていくことを推奨する。

取り合えず申請しておくことはダメ

アンケートで「申請する」とした回答者が挙げた理由で最も多かったのが「無料で提供されるから」であった。

判断材料の少ない状況では、無料提供であり、とりあえず申請しておくことを考える方も少なくないかと思われる。医療機関に送られたリーフレットでは、そのことが否定されていた訳ではなかった。しかし、八月七日付けで、支払基金が運営する「オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係医療機関等向けポータルサイト」に重要事項が周知されている。

「また、顔認証付きカードリーダーの提供を受けたにもかかわらず、結果として、オンライン資格確認を導入しなかった場合、顔認証付きカードリーダーの費用相当額を返還いただくこととなりますのでご承知の上、お申し込みいただきますよう、お願いします」と掲載されたのである。

要するにカードリーダーの提供を受けた場合には、必ず、マイナンバーカードに対応せよ、さもなければ、実費（約一〇万円）を返還せよ、ということであるので注意されたい。

本来このような重要説明はリーフレット上に記載がされておくべきであり、「取り合えず申請」は返金の可能性があることを医療機関に説明されるべきである。

保険証情報の入力は不要か？

リーフレットでは、カードリーダーを使用すれば、保険証情報が自動取得され、レセコンや電子カルテへ保険証情報の入力がなくなるとの説明がされている。

アンケートでもマイナンバーカードによる「オンライン資格確認」のメリットの二番目に「保険証への入力をしなくてよい」が挙げられている。

この点については、各医療機関で使用しているレセコンや電子カルテの確認が必要だ。全ての機器で入力が省けるとは限らないようである。カードリーダーに保険証情報が表記されても、レセコンや電子カルテと連動していなければ情報は転送されない。現段階では多くの機器が後者であり、入力は従前同様に必要になろう。

返戻がなくなるのか？

アンケートではメリットのトップが「返戻がなくなる」が挙げられている。実は、リーフレットでは、資格過誤による返戻レセプトが「削減」とあるものの、「なくなる」と保証はしていない。

これは最終的には、医療機関における事務実務に由来することによる。オンラインで資格確認を実施して、資格過誤が判明するのは、保険証確認、すなわちマイナンバーカードをカードリーダーにかざして、オンラインが稼働している時のみである。

患者がマイナンバーカードを持参しない場合や、現在多くの医療機関で実施する月に一度の資格確認のみでは、確実に資格過誤を発見することはできないことに注意が必要だ。